

2010.9

りそなブラジル株式ファンド

愛称：リオ

追加型投信 海外 株式

【投資信託説明書（交付目論見書）】

（2010年9月9日）



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産（投資信託証券（株式 一般））	年2回	中南米 エマージング	ファミリー ファンド	なし

上記、商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧頂けます。

＜委託会社＞ 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号 ■設立年月日：昭和34年（1959年）12月1日

■資本金：171億円（平成22年7月末現在） ■運用する投資信託財産の合計純資産総額：13兆8733億円（平成22年6月30日現在）

＜受託会社＞ 株式会社りそな銀行（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なうりそなブラジル株式ファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年9月8日に関東財務局長に提出しており、平成22年9月9日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104
＜受付時間＞営業日の午前9時～午後5時



★ホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★（基準価額等）

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行ないます。

ファンドの特色

■主要投資対象

ブラジルの企業の株式(DR(預託証券)^{※1}を含みます。)を実質的な主要投資対象^{※2}とします。

ブラジルの株式市場においては、同一の会社に係る複数の種類の株式(優先株と普通株、等)を一定の割合で組み合わせで流通させるもの(「ユニット」といいます。)が上場しており、このユニットも株式として取り扱います。

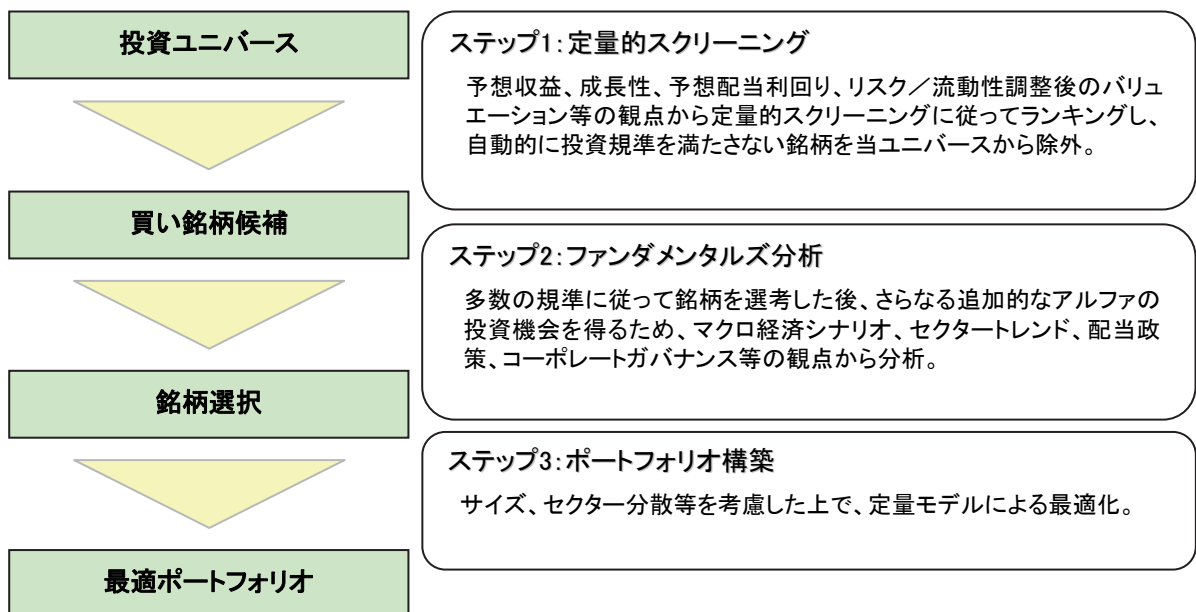
※1 Depositary Receipt(預託証券)の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRIは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※2 「実質的な主要投資対象」とは、「ノムラブラジル株式マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■投資方針

- 株式への投資にあたっては、定量的なスクリーニングに従ってランキングされた銘柄群から、投資先候補企業への綿密な調査に基づいたファンダメンタルズ分析により投資銘柄を選別します。ポートフォリオ構築にあたっては、セクター分散等を考慮した上で、定量モデルにより最適化を行ないます。

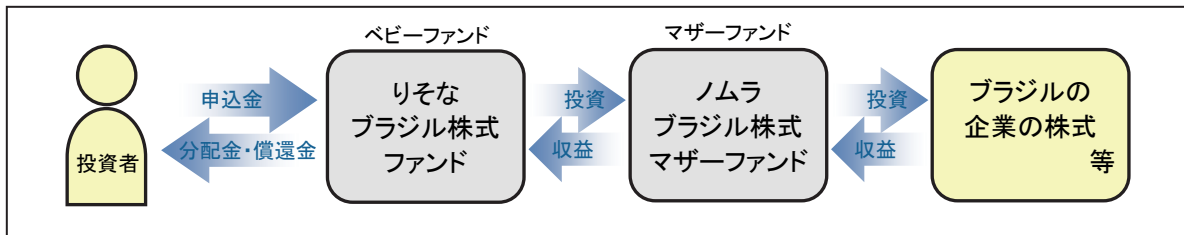
■ポートフォリオ構築プロセス■



※上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

- 株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。
 現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に実質株式組入比率を引き下げる場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■運用の権限の委託

マザーファンドの運用にあたっては、BNY メロン ARX インベスティメントス LTDAに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	株式等の運用
委託先名称	BNY MELLON ARX INVESTIMENTOS LTDA (BNY メロン ARX インベスティメントス LTDA)
委託先所在地	ブラジル連邦共和国 リオ・デ・ジャネイロ州 リオ・デ・ジャネイロ市

■主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

■分配の方針

原則、毎年6月および12月の19日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。
分配金額は、配当等収益等の水準および基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうブラジルの株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
為替変動リスク	ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資対象とするブラジルの通貨の為替変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 資金動向、市況動向、不慮の出来事等の場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的に投資するブラジルにおいては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少、または投資対象国における課税等によりこの信託の信託財産に対し著しい影響を及ぼすと考えられる場合（ご購入時のみ）等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- ブラジル株式投資については、非居住者が買付代金支払いのためのブラジル・レアルを取得する為替取引の取引金額に対して金融取引税（税率2.0%）が課せられます。当該金融取引税は、ファンド全体が負担するコストとして基準価額に反映されます。
※これらの記載は、平成22年7月末現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。税率等は、現地の税制が変更された場合等には変更になる場合があります。

リスクの管理体制

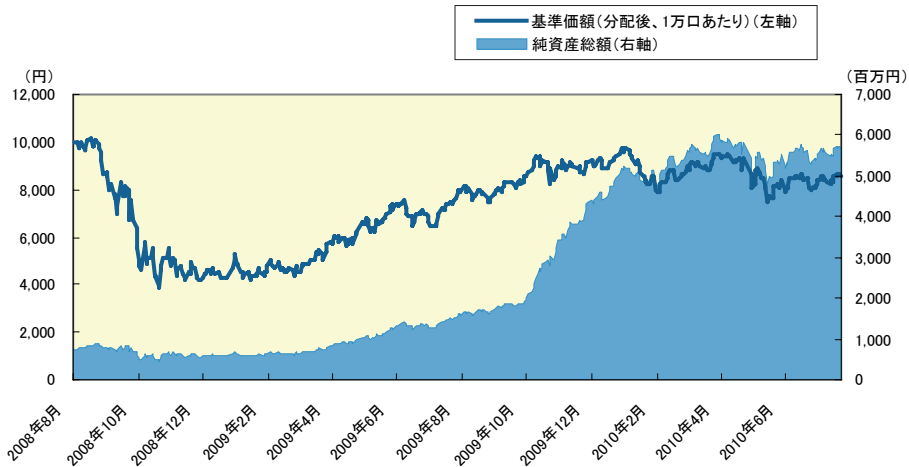
委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査
投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。
- 運用リスクの管理
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

運用実績 (2010年7月30日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次: 設定来)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2010年6月	60 円
2009年12月	60 円
2009年6月	60 円
2008年12月	30 円
---	---
設定来累計	210 円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

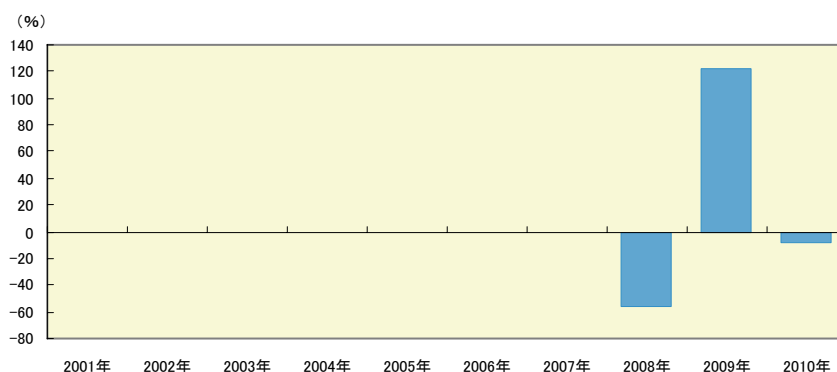
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	ITAUSA-INVESTIMENTOS ITAU-PR	商業銀行	8.5
2	ULTRAPAR PARTICIPAC- SPON ADR	石油・ガス・消耗燃料	6.5
3	CIA PARANAENSE ENER-SP ADR P	電力	4.1
4	TIM PARTICIPACOES SA-ADR	無線通信サービス	3.8
5	BANCO BRADESCO SA - PREF	商業銀行	3.8
6	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	石油・ガス・消耗燃料	3.7
7	USINAS SIDER MINAS GER-PF A	金属・鉱業	3.5
8	BANCO ESTADO RIO GRANDE SUL	商業銀行	3.4
9	NATURA COSMETICOS SA	パーソナル用品	3.4
10	PETROLEO BRASILEIRO-SPON ADR	石油・ガス・消耗燃料	3.3

実質的な業種別投資比率(上位)

順位	業種	投資比率 (%)
1	商業銀行	18.1
2	金属・鉱業	16.1
3	石油・ガス・消耗燃料	14.2
4	電力	7.7
5	各種電気通信サービス	6.0

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2008年は設定日(2008年8月8日)から年末までの収益率。
- ・2010年は年初から7月末までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1万円以上1円単位（当初元本1口＝1円） なお、分配金を再投資する場合には1口単位となります。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額 （ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）
購入代金	原則、購入申込日から起算して6営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 なお、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。
申込締切時間	午後3時まで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	平成22年9月9日から平成23年9月14日まで ＊申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	1日1件10億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。 ・ニューヨークの銀行 ・サンパウロ証券取引所
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。また、投資対象国の株式市場等の流動性等を勘案し、購入のお申込みの受付を制限することがあります。
信託期間	無期限（平成20年8月8日設定）
繰上償還	受益権口数が10億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年6月および12月の19日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年2回の決算時に分配を行ないます。（原則再投資）
信託金の限度額	2000億円
公 告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に3.15%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。)
信託財産留保額	ありません

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。
 ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
 信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。

ファンドの 純資産総額		500億円以下 の部分	500億円超 の部分
信託報酬率		年1.974%(税抜年1.88%)	
配分 (税抜)	委託会社	年0.90%	年0.87%
	販売会社	年0.90%	年0.95%
	受託会社	年0.08%	年0.06%

【運用の委託先の報酬】

マザーファンドの運用の委託先であるBNY メロン ARX インベスティメントス LTDAが受ける報酬は、マザーファンドを投資対象とする投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年6月および12月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの日々の平均純資産総額に、以下の率を乗じて得た額とします。

マザーファンドの平均純資産総額	率
250億円以下の部分	年0.550%
250億円超500億円以下の部分	年0.525%
500億円超の部分	年0.500%

その他の費用・ 手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・外貨建資産の保管等に要する費用
- ・監査費用
- ・ファンドに関する租税(ブラジルにおける金融取引税(税率2%、平成22年7月末現在)を含む) 等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び 償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

* 上記は平成22年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

